

令和3年6月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第25号

専決処分の承認を求めることについて（松伏町税条例及び松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、緊急に松伏町税条例及び松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を改正する必要性が生じ、令和3年3月31日に松伏町税条例及び松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

ア 扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合の税務署長の承認の廃止（第36条の3の2及び第36条の3の3関係）

給与所得者又は公的年金等受給者が、給与支払者又は公的年金等支払者に対し、扶養親族申告書による提出に代えて当該扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合の要件である給与支払者又は公的年金等支払者が受けるべき税務署長の承認を不要とする。

イ 退職所得申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供（第53条の9関係）

退職手当等の支払を受ける者が、退職手当等の支払をする者に対し、退職所得申告書による提出に代えて当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

ウ 土地に係る固定資産税の負担調整措置等（附則第11条から附則第13条まで関係）

(ア) 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、現行の仕組みを令和3年度から令和5年度まで3年間継続する。

(イ) 令和3年度から令和5年度までの宅地等に対して課する固定資産税については、平均負担水準方式は採用せず、従来どおりみなし方式を採用する。

(ウ) 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、現行の仕組みを継続した上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により宅地等及び農地の税額が増加する場合には前年度の税額に据え置く措置を講ずる。

エ 軽自動車税の環境性能割の非課税措置及び環境性能割の税率の特例措置の延長（附則第15条の2関係）

軽自動車税の環境性能割の非課税措置及び環境性能割の税率を100分の1とする特例措置の適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。

オ 軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の2年延長（附則第16条関係）

令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の営業用軽自動車に対し、初回車両番号指定の翌年度に限り、種別割の税率を概ね25%、50%及び75%軽減する特例措置を設ける。

カ 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の延長（附則第26条関係）

令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に住宅を取得し、居住の用に供した場合、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する期間を最大13年間とする。

キ その他規定の整備

- (2) 松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条）
 - ア 引用条項に関する規定の整備（第48条、第50条及び第52条関係）
地方税法及び地方税法施行令の一部改正により引用条項が移動したことに伴う規定の整備
 - イ その他規定の整備
- 3 施行期日等
 - (1) 施行期日
令和3年4月1日
 - (2) 町民税に関する経過措置
 - 2 (1) アは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う電磁的方法による扶養親族申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った電磁的方法による扶養親族申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
 - (3) 固定資産税に関する経過措置
 - ア 別段の定めがあるものを除き、2 (1) ウは、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
 - イ その他必要な経過措置を講ずる。
 - (4) 軽自動車税に関する経過措置
 - ア 2 (1) エは、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
 - イ 2 (1) オは、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第26号

松伏町税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、個人の町民税の均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族を見直し、並びに特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例の適用期限を延長し、並びに雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の特例を創設するとともに、規定の整備をするための条例改正

2 内容

- (1) 個人の町民税の均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の見直し（第24条及び附則第5条関係）
個人の町民税の均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。
- (2) 特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例の適用期限の延長（附則第6条関係）
特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和9年度分の個人の町民税まで延長する。
- (3) 雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の特例措置の創設（附則第10条の2関係）
特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の規定により認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に基づき、浸水の防止を図るために設置した雨水貯留浸透施設に係る固定資産税（償却資産）について、課税標準を価格に3分の1を乗じて得た額とする。

(4) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年1月1日。ただし、次のア及びイに掲げる規定は、当該ア及びイに定める日

ア 2(1)及び(4) 令和6年1月1日

イ 2(3) 公布の日又は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日

(2) 町民税に関する経過措置

2(1)及び(4)は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

議案第27号

松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国民健康保険税の減免に係る申請書の提出期限を見直すとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 国民健康保険税の減免に係る申請書の提出期限の見直し(第24条関係)

国民健康保険税の減免に係る申請書の提出期限を次のとおり見直す。

現 行	改 正 後
国民健康保険税の減免を受けようとする者は、 <u>納期限</u> までに、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、申請しなければならない。	国民健康保険税の減免を受けようとする者は、 <u>普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限(災害その他やむを得ない事情により、当該納期限までに申請書を提出することが著しく困難であると町長が認めた場合は、町長が定める日)までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日(災害その他やむを得ない事情により、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると町長が認めた場合は、町長が定める日)までに、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、申請しなければならない。</u>

(2) その他規定の整備

3 施行期日等

公布の日。改正後の松伏町国民健康保険税条例の規定(第24条第3項の規定を除く。)は、令和3年4月1日から適用する。

議案第28号

松伏町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

1 趣旨

行政不服審査法施行令の一部改正により審査請求書への押印が不要とされたことに準じ、審査申出書等への押印を見直すとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 審査申出書等への押印の見直し（第4条及び第8条関係）

次の押印を不要とする。

ア 審査申出書への審査申出人の押印

イ 口頭審理において関係者（審査申出人及び町長を除く。）が口述書を提出する場合の提出者の口述書への押印

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第29号

松伏町手数料条例の一部を改正する条例

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、個人番号カードの交付手数料を廃止し、並びに建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料等を新設し、及び低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料等の額を改定するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 個人番号カードの交付手数料の廃止（別表関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行主体及び同カードの発行手数料の徴収主体が地方公共団体情報システム機構に明確化されたことに伴い、個人番号カードの交付手数料を廃止する。

(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料等の新設（別表関係）

建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の対象が拡大したことにより、次の手数料を新たに定める。

ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料

イ 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査に係る手数料

(3) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料等の額の改定（別表関係）

手数料の算定の根拠となる審査所要時間が見直されたことにより、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料等の額を改定する。

(4) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日。ただし、2（1）は、令和3年9月1日

議案第30号

松伏町中間処理場プラント設備設置工事請負契約の締結について

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 工 事 名 | 松伏町中間処理場プラント設備設置工事 |
| 2 施 工 箇 所 | 松伏町中間処理場 |
| 3 履 行 期 限 | 令和4年3月30日 |

- 4 請 負 金 額 205,007,000円
5 請 負 業 者 埼玉県さいたま市大宮区大成町2丁目224番地1
株式会社ウイズウェイストジャパン
代表取締役 山田 耕

議案第31号

町道3号線道路改築工事（1工区）請負契約の締結について

- 1 工 事 名 町道3号線道路改築工事（1工区）
2 施 工 箇 所 松伏町大字大川戸地内
3 履 行 期 限 令和3年12月28日
4 請 負 金 額 83,171,000円
5 請 負 業 者 埼玉県北葛飾郡松伏町田中三丁目27番地1
清水建設株式会社
代表取締役 清水 勝太郎

議案第32号

令和3年度松伏町一般会計補正予算（第2号）

- 1 補正前予算額 8,954,665千円
2 補正予算額 27,450千円
3 合 計 8,982,115千円